

佐賀県環境センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十六号

佐賀県環境センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県環境センター管理規則（昭和四十九年佐賀県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中 「総務課
企画・情報課」 を「総務課」に改める。

第三条の企画・情報課の分掌事務及び同課の課名を削り、同条の大気・水質課の分掌事務の第四号中「環境教育の実施」を「知識の普及啓発」に改め、同課の分掌事務に次の一号を加える。

五 大気汚染、水質汚濁等の防止に係る情報の収集管理に関すること。

第三条の環境理学課の分掌事務の第四号中「環境教育の実施」を「知識の普及啓発」に改め、同課の分掌事務に次の一号を加える。

五 環境放射能、騒音及び振動防止に係る情報の収集管理に関すること。

第六条第二項中「総務課長」を「所長が指名する課長」に改める。

第七条の見出しを「所長の専決事項等」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 副所長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。